

くまモン!Pay 利用規約

変更後	変更前
<p>第2条 定義</p> <p>(7) 「ハウス決済」とは、くまモン!Pay 残高を利用し、専用の二次元コードを通して行われる決済方法をいいます。</p> <p>(8) 「デジタル商品券決済」とは、本アプリでデジタル商品券を利用する決済方法をいいます。</p> <p>(9) ハウス決済、デジタル商品券決済を総称して「QR決済」といいます。</p> <p>(10) iD決済、Visaタッチ決済を総称して「オープンループ決済」といいます。</p> <p>(11) ハウス決済、デジタル商品券決済、QR決済、オープンループ決済を利用できる店舗をそれぞれ「ハウス決済加盟店」、「デジタル商品券決済加盟店」、「QR決済加盟店」、「オープンループ決済加盟店」といいます。</p> <p>(12) QR決済加盟店、オープンループ決済加盟店を総称して、「加盟店」といいます。</p> <p>(13) 「くまモン!Payポイント」とは、利用者のくまモン!Payアカウントにおいて保有され、くまモン!Pay残高へのチャージに利用することができる電子ポイントをいいます。</p> <p>(14) 「利用者端末」とは、本サービスを登録した利用者のスマートフォン等のモバイル端末をいいます。</p> <p>(15) 「本件提携事業者」とは、本サービスの運営・維持のため当行と提携している他の事業者をいいます。</p> <p>(16) 「本サービス提供情報等」とは、本アプリ上で利用者に対して提供される全ての情報およびシステム(本アプリ上に表示される、第三者が管理・運営するリンクサイト内に含まれる一切の情報を含みます。)をいいます。</p> <p>(17) 「不正利用等」とは、利用者以外の第三者による、利用者の意図しな</p>	<p>第2条 定義</p> <p>(7) 新設</p> <p>(8) 新設</p> <p>(9) 新設</p> <p>(10) 新設</p> <p>(11) 新設</p> <p>(12) 新設</p> <p>(13) 新設</p> <p>(14) 新設</p> <p>(15) 新設</p> <p>(16) 新設</p> <p>(17) 新設</p> <p>(18) 新設</p>

変更後	変更前
<p>いアカウントの利用またはその可能性をいいます。</p> <p>(18) 「対象商品等」とは、加盟店によって販売または提供される、本サービスにより代金決済ができる商品およびサービスをいいます。</p>	
<p>第5条 残高利用</p> <p>(2) ハウス決済での利用の条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者は、くまモン!Pay 残高を1円単位でハウス決済加盟店における対象商品等の購入に際しての代金の決済に利用することができます。 2. 利用者は、対象商品等を購入するときに当行所定の方法でくまモン!Pay 残高による支払いを指定できるものとします。この場合、利用者は当行に対して、くまモン!Pay 残高から対象商品等の対価に相当する額のくまモン!Pay 残高の減算および引き落としたくまモン!Pay 残高に相当する金額をハウス決済加盟店に対して支払うことを依頼したものとみなします。 3. 利用者は、くまモン!Pay を利用した決済の対象商品等に係るハウス決済加盟店の利用者に対して有する売上債権について、当行が当該売上債権の譲渡を受けることに関して包括的に承諾するとともに、当該売上債権に係る利用者の抗弁(利用者が対象商品等に係る売上債権に関してハウス決済加盟店に対して主張できる、当該売上債権に係る取引の無効・取消・解除、当該売上債権に係る債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、対象商品等の品質不良・引渡未了、その他当該売上債権に係る債務の履行を拒絶する旨の一切の主張をいいます。)の一切を放棄するものとします。 4. 利用者は、くまモン!Pay 残高で決済した取引に関し、ハウス決済加盟店との間で対象商品等の瑕疵、債務不履行その他の事 	<p>第5条 残高利用</p> <p>(2) 新設</p>

変更後	変更前
<p>由に基づき問題が生じた場合、利用者とハウス決済加盟店との間で解決するものとします。</p> <p>5. 利用者とハウス決済加盟店との間で決済を取り消す必要が生じたときでも、当行が認めた場合を除き、ハウス決済加盟店は利用者に対して対象商品等の対価を直接返金せず、対象商品等の対価に相当するくまモン!Pay 残高をアカウントに加算する方法により返金となされることに利用者は同意するものとします。</p>	

以上